

部活動改革（部活動指導員の導入）について

学校教育課

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間の**コミュニケーションが可能となるICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



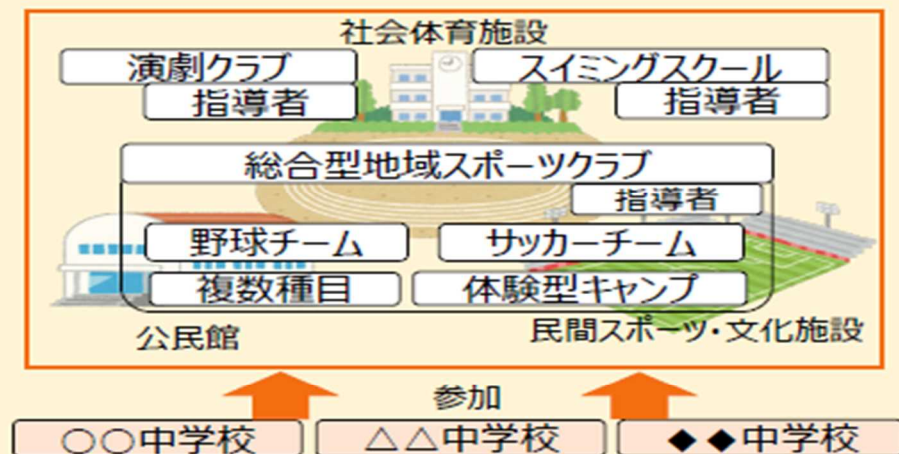
休日の地域クラブ活動

① 地方公共団体が運営団体の場合

市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携



② 多様な組織・団体が運営団体の場合



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



筑後市における部活動改革に向けた組織

部活動地域移行検討委員会

【目的】

部活動指導員の協力を得た学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方及び、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について検討し、もって今後の部活動の充実及び円滑な地域移行に資する。

【委員等】

[学校] 各中学校長、体育部活動代表教員、文化部活動代表教員

[PTA] 中学校PTA代表

[地域団体] 市文化連盟の代表、市体育スポーツ協会の代表

[市教育委員会] . . . 教育長、教育部長、学校教育課長、社会教育課長

[事務局] 学校教育課

部活動指導員連絡会議

【目的】

部活動指導員の協力を得た学校部活動の適正な運営や効率的な活動にするために必要な対応等について協議し、もって今後の部活動の充実に資する。

【委員等】

[学校] 各中学校長

[部活動指導員] 各中学校部活動指導員

[市教育委員会] 学校教育課長、課長補佐、社会教育課スポーツ担当係長

[事務局] 学校教育課

筑後市部活動地域移行計画

【目的】①少子化対策（子ども達がスポーツにや文化に継続して親しむことができる機会の確保）
②教員の働き方改革

【方向性】教員の働き方改革に視点を当てて、部活動指導員（以下「指導員」という）の協力を得ながら、休日の地域移行を図る。

目 標	可能な部活動を策定し、指導員を任命し、指導員による休日の部活動を実施する。 (1校あたり1～2の部活動程度)			指導員の拡充を図りながら、指導員を核とした地域活動の組織の在り方を具体的に協議する。		
時 期	令和4年度	令和5年度 【第1段階】		令和6・7年度 【第2段階】		
	11月	4月	9月 1月	4月		
主な取組	総合教育会議	・11月 市町等への説明				
	教委	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 指導員の業務内容の検討 ・5月 指導員の希望と数を関係団体あて推薦依頼 ・5月 部活動ガイドライン改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 指導員の業務内容の確定 ・8月 指導員任用準備 ・9月 指導員発令 ・10月～当該部活視察 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月 学校への聞き取り調査 ・3月 次年度予算上程 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 関係団体へ状況報告、拡充の指導員を依頼 	
	検討委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・9月 進捗状況説明の文書を関係者に送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 検討委員会(次年度計画) 		
	連絡会議		<ul style="list-style-type: none"> ・8月 市、学校、指導員等での連絡会議(業務内容等説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月 市、学校指導員等での連絡会議(成果と課題) 		
	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 指導員を希望する部活の教委への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月 指導員と教員による休日部活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員単独による休日部活動の試行 		<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 指導員による休日の合同部活動の試行 ⇒ 地域移行の試行
	関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・5月 指導員を検討し教委へ報告 				<ul style="list-style-type: none"> ・4月 指導員の推薦

令和5年度 筑後市 部活動指導員一覧

筑後市教育委員会

羽犬塚中

部 活	氏 名	住 所
バスケットボール (男子)	秦 伸幸	久留米市
※サッカー	桑原 慎一	鳥栖市

筑後北中

部 活	氏 名	住 所
卓球 (女子)	高井良 信孝	筑後市
美術	高口 秀樹	筑後市

筑後中

部 活	氏 名	住 所
卓球	中村 紀穂	筑後市
書道	下川 香代子	筑後市
※サッカー	桑原 慎一	鳥栖市

※サッカーは、2校を隔週で指導

ルリーロ福岡との連携協定締結及びその後の事業展開について

【経過】

ルリーロ福岡から「九州のラグビー人材はポテンシャルが非常に高いが、高校卒業後関東・関西に行き帰ってこないため、卒業後も地元に残ってラグビーができる場として地域密着型のチームを立ち上げた。県南地域と連携協定を締結し一緒に盛り上げたい」との話をもらい協議を進めてきた。先月1月18日に「ルリーロ福岡ホームエリアに関する協定書」を締結した。

【特徴】

ルリーロ福岡は、県内複数の自治体と連携協定を締結しており、県内5番目の連携協定。

(県内では、うきは市、朝倉市、大刀洗町、大川市と協定を結んでいる)

【協定の目的】

筑後市とルリーロ福岡が相互に協力し友好関係を保持することで、筑後市が目指す将来像「恵の多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」並びにルリーロの基本理念である「地域密着型ラグビーチーム」「スポーツを通じて感動笑夢を1人でも多くの人々へ」を実現することを目的としたもの。

【協力事項】

1. 筑後市民とルリーロとの交流に関すること
2. ルリーロへの応援活動の支援に関すること
3. 地域貢献活動に関すること
4. 子ども・子育て支援・青少年育成に関すること
5. 相互の情報発信に関すること
6. 上記のほか、筑後市及びルリーロ両者が必要と認める事項

※ルリーロ福岡は、来季から国内最高峰のリーグワン（3部）に参入することが1月31日に正式決定した。

《今後の事業展開》

ルリーロ福岡との連携事業により、教育大綱の基本方針3「社会を生きぬく力を育む学校教育の推進」、基本方針4「スポーツと文化・芸術を通じた健康で心豊かなまちづくりの推進」、基本方針6「人生100年・人口減少時代を見据えた生涯学習の推進」等の推進を目指す。

【学校教育分野】

▼スポーツ・職業体験

- ・ラグビー練習試合（筑後広域公園）招待、観戦、交流、体験
- ・プロラグビー選手もしくは運営スタッフの試合、仕事に1日（半日）密着
⇒職業体験のような形で、なかなか経験することのできないプロチームの運営やプロ選手の1日を見学、体験する
- ・小中学校の授業の中でのタグラグビー体験

▼教育の充実

- ・ALT 英語教育

⇒外国に起源を持つ選手が ALT として英語教育を行う

- ・職業人講話

⇒プロ選手としての経験、企業に勤める社会人としての苦勞、夢を持つこと・実現に向けて取り組むことの大切さについて、本音で熱く語ってもらう。

仲間意識、人間性の豊かさ、成長にもつながる。

例) 「テーマ：挑戦する人生」様々な壁を乗り越えてプロラグビー選手となった話

【社会教育分野】

▼スポーツの普及や交流

- ・イベントへの参加

⇒ちっご祭り、ちっごマラソン等の各種イベントへ参加してもらう

- ・ルリーロカップの開催

⇒連携協定を結んだ自治体の高校ラグビー部の試合の実施

▼歴史や伝統・文化の継承

- ・伝統行事への参加

⇒鬼夜、きせる祭り等の筑後の伝統行事等に参加してもらう

ルリー口福岡ホームエリアに関する協定書

筑後市と、株式会社LERIRO（以下「ルリー口」という。）とは、次のとおりホームエリアに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 筑後市及びルリー口は、筑後市が目指す将来像「恵の多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」並びにルリー口の基本理念である「地域密着型ラグビーチーム」「スポーツを通じて感動笑夢を1人でも多くの人々へ」を実現するために、相互に協力し友好関係を保持するものとする。

（協力事項）

第2条 筑後市及びルリー口は、前条を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1)筑後市民とルリー口との交流に関すること
- (2)ルリー口への応援活動の支援に関すること
- (3)地域貢献活動に関すること
- (4)子ども・子育て支援・青少年育成に関すること
- (5)相互の情報発信に関すること
- (6)前各号に掲げるもののほか、筑後市及びルリー口両者が必要と認める事項

（実施方法等）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する日程、実施方法、経費その他必要な事項は、筑後市及びルリー口が協議のうえ、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結日から発効し、有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに筑後市及びルリー口が書面による解約の申し出を行わなければ、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 筑後市は、福岡県警察本部からの通知に基づき、ルリー口が次の各号のいずれかに該当する時は、本協定を解除することができる。この場合において、解除によりルリー口に生じる損害については、筑後市はその一切の責めを負わない。

- (1)役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（構成

員と見なされる者を含む。以下「構成員等」という。）であると認められるとき。

(2)暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)暴力団又は構成員等に対して、資金援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

(4)自治体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

(5)構成員等であることを知りながら、その者を雇用又は使用していると認められるとき。

(6)役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは構成員等を利用したとき又は暴力団若しくは構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

(7)役員等又は使用人が、暴力団若しくは構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

（秘密の保持）

第7条 筑後市及びルリー口は、本協定履行上知り得た秘密を、本協定の目的のみに利用し、他に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、筑後市及びルリー口が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、筑後市及びルリー口が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年1月18日

筑後市

筑後市長

西田正治

株式会社LERIRO

代表取締役

長川大輝

筑後市制施行 70 周年事業関係

1. 70 周年ロゴ・キャッチフレーズ

○ロゴ



- ・市の色でシンプルに表現。
- ・7は「ち」を、0は「く」「こ」を、光は「こ」の濁音を表している。
- ・「ち」に関しては、市章をあしらった形。

○キャッチフレーズ

70 年を想い 躍動する未来へ

2. 記念式典

日時:令和6年10月19日(土) 1部10時~ 2部14時~

場所:サザンクス筑後

◎実施予定の以下の内容について、ご意見をいただきたい

○式典1部

・筑後市こどもの未来応援宣言-【別紙3】《協議事項》

【宣言方法案】

- ①記念式典の際に、こどもの未来応援宣言の内容を市内3中学校の代表者が壇上で発表する
- ②式典とは別の機会に、中学生から市に対してこどもの未来のための取組を求めてもらう。それに対する回答として、式典の際に市長が宣言する

・こども未来基金の発表

ふるさと納税制度による寄付等を活用した「筑後市こども未来基金」の創設を発表

・子ども絵画コンクール表彰

小学生を対象とした絵画コンクール(テーマは今後決定)を実施する

募集した絵は、市関連施設等で掲示

上位者を式典で表彰するとともに、マグネットにして1年間公用車に貼る

※6年生を対象とし、その他の学年は自由参加

・70周年記念表彰(未来奨励表彰)－【別紙4】

文化、芸術、スポーツ活動の分野で活躍している団体又は個人(九州大会以上の大会に複数回以上、上位入賞したもの等)

○式典2部

- ・観劇①(こどものための演劇広場)
- ・観劇②(九州大谷短大)

3. メイン事業

NHK 公開番組等の招致を行っている。

筑後市こどもの未来応援宣言(案) ～夢・笑顔・絆～

筑後市で生まれ育つすべての子どもたちの夢を育み、笑顔で希望に満ちた未来を迎えられるように支援します。そして、筑後市を愛し、未来の筑後市を築いていく豊かな人へ育つよう絆づくりを応援します。

私たちは、次世代の主役である子どもたちが夢を持ち、笑顔で過ごし、絆を深めていくことができる未来を応援することで「住んでよかった、いつまでも住み続けたい」と思われる「ふるさと筑後市」をめざします。

【子どもたちの夢を育みます】

～自然・文化・スポーツ体験の機会の提供～

私たちは、子どもたちに、自然・文化・スポーツ等の多様な体験の機会を提供することによって、そこでの実体験を通じて、一人ひとりの夢、豊かな感性を育みます。

【子どもたちの笑顔を支えます】

～子どもたちが笑顔でいられる環境づくり～

私たちは、すべての子どもたちが安心できる自由な居場所などの環境づくりに取り組み、子どもたちが笑顔で希望をもって未来に向かえるよう支えます。

【子どもたちの絆づくりを応援します】

～子どもたちの交流の場の創出～

私たちは、子どもたちに様々な価値観を持つ人々と交流できる場を創出することで、お互いの多様性を認め合い、絆を育むことができる豊かな人間形成を応援します。

筑後市こども未来基金条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

（設置）

第1条 子どもの成長を支える環境づくり、その他の子ども・子育てに係る施策を推進することにより、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができるまちづくりに資するため、筑後市こども未来基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の設置目的に沿う寄附金額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、第1条の設置目的を達成するための事業を行う場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和6年 月 日から施行する。

筑後市制施行70周年記念表彰要綱（案）

令和 年 月 日
要綱第 号

（目的）

第1条 この要綱は、筑後市制施行70周年を記念して、市の公益又は市政の発展に特に功績があったもの（法人又は団体等を含む。）を表彰することを目的とする。

（記念表彰の種類）

第2条 筑後市制施行70周年記念表彰は、次の各号に定める種類とする。

- (1) 地域活動奨励表彰
- (2) 未来奨励表彰

（地域活動奨励表彰）

第3条 地域活動奨励表彰は、次の各号のいずれにも該当するもののうち、その功績が顕著なものに対して行う。

- (1) 住民の組織する団体等（以下「コミュニティ協議会等」という。）が実施する自主的な地域活動を継続的に行っており、その発展に寄与されたもの
- (2) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの期間、一の職務又は活動（以下「表彰対象行為」という。）に通算して3年以上精励しているもの

2 表彰の範囲は次の各号に該当する活動とする。

- (1) 生活環境の整備・向上に関する活動
- (2) 保健・衛生に関する活動
- (3) 地域福祉の向上に関する活動
- (4) 住民の生活の安全・安心を高める活動
- (5) 社会教育に関する活動
- (6) 自治組織の運営
- (7) その他表彰に値すると認められる活動

（未来奨励表彰）

第4条 未来奨励表彰は、次の各号のいずれにも該当するもののうち、その功績が顕著なものに対して行う。

- (1) 市民に希望と活力を与え、明るい未来につながる活動の実績があり、今後その活動の継続が見込まれるものであって、令和6年3月31日においておおむね30歳未満（法人又は団体等にあつては、主たる構成員がおおむね30歳未満）のもの
- (2) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、表彰対象行為に通算して3年（法人又は団体等にあつては5年）以上精励しているもの

（記念表彰の特例等）

第5条 第3条及び第4条の規定（以下「表彰基準」という。）にかかわらず、その功績が特に顕著と認められるもの及び市長が特に認めるものは表彰することができる。

- 2 表彰基準に該当する表彰対象行為が二以上あるものに対しても、記念表彰は一の表彰対象行為について行う。
- 3 二以上の記念表彰に該当するものに対しても、表彰は一の記念表彰について行う。

（推薦の方法）

第6条 市長は、地域活動奨励表彰を受けるものについては関係所属長及びコミュニティ協議会等の会長等に、未来奨励表彰を受けるものについては、関係所属長に推薦を依頼する。

- 2 記念表彰の推薦が、個人の場合は市制施行70周年記念表彰推薦書（個人用）（様式第1号）を、団体の場合は市制施行70周年記念表彰推薦書（団体用）（様式第2号）を、

関係所属長及び関係団体が市長に提出することにより行うものとする。

(記念表彰を受けるものの選考)

第7条 市長は、被表彰者を決定するに当たっては、市制施行70周年記念表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設けて選考するものとする。

2 選考委員会は次に掲げるもので構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 建設経済部長
- (6) 教育部長
- (7) 議会事務局長
- (8) 消防長

3 選考委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

4 委員長は副市長とし、副委員長は教育長とする。

5 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(記念表彰の実施)

第8条 記念表彰は、筑后市制70周年記念式典において市長が行う。

2 被表彰者には、表彰状及び記念品等を贈呈する。

3 被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状等はその遺族に贈呈する。

(欠格事項)

第9条 表彰基準を満たすもの又は第5条第1項の規定を満たすものであっても、筑后市表彰条例施行規則(昭和59年2月28日。以下「条例」という。)第3条各号のいずれかに該当するものは、表彰を行わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、筑后市制70周年記念式典が終了したときに、その効力を失う。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

市制施行 70 周年記念表彰推薦書 (個人用)

表彰の種類		<input type="checkbox"/> 地域活動奨励表彰 <input type="checkbox"/> 未来奨励表彰		
被推薦者	ふりがな			
	氏名		生年月日 年 月 日	
	住所			
	電話番号			
	活動略歴	活動期間	職務・活動内容	
推薦理由				
推薦者	団体名及び役職名		備考	
	ふりがな			
	推薦者名			
	所属長名			

様式第2号（第7条関係）

市制施行70周年記念表彰推薦書（団体用）

表彰の種類		<input type="checkbox"/> 地域活動奨励表彰 <input type="checkbox"/> 未来奨励表彰	
被推薦者	ふりがな		設立日 年 月 日
	団体名		
	ふりがな		主たる構成員 の平均年齢 (未来奨励表 彰のみ)
	代表者名		
	所在地		
	電話番号		
	活動略歴	活動期間	職務・活動内容
推薦理由			
推薦者	団体名及び役職名		備考
	ふりがな		
	推薦者名		
	所属長名		

筑後市制施行70周年記念表彰基準（案）

1. 市政功勞・社会功勞表彰との重複は考慮しない。
2. 第3条の3に関して、地域活動奨励表彰の各協議会会長等の推薦はおおむね10件（団体を含む）とする。
3. コミュニティ協議会を設立していない校区については、行政区長が推薦することとし、その推薦数は功績が特に顕著なものをおおむね1件（団体を含む）とする。
4. 第4条第1項に関して、未来奨励表彰の対象は次の各号に該当するものを対象とする。
 - ① 文化、芸術の分野で活躍している団体又は個人で、今後その活動の継続が見込まれるもので、国、県またはこれらに準ずる機関、公益財団法人等が主催する九州大会以上の大会に複数回以上、上位入賞したもの（団体戦においては出場メンバーであること）
 - ② スポーツ活動の分野で活躍している団体又は個人で、今後その活動の継続が見込まれるもので、国、県またはこれらに準ずる機関、日本スポーツ協会等の正加盟団体が主催する九州大会（県大会を経たもの）以上の大会に複数回以上、上位入賞したもの（団体戦においては出場メンバーであること）。ただし、ハンディキャップを持つ場合は、一律の基準を設けず、個々の事情により個別に判断する。
 - ③ スポーツや芸術活動等を職業として生業とし、今後その活動の継続が見込まれるもの
 - ④ SDGsの取り組みやスマート農業等の未来に向けた先進的な活動を実践し、今後その活動の継続が見込まれるもの